

(法第 10 条第 1 項第 5 号関係)

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣 旨

今、全国的にこどもの貧困が問題になっています。この現状は豊後高田市も例外ではありません。給食が頼りの家庭もあります。

こどもは地域の宝です。その大切な子ども達の将来が、生まれ育った家庭の事情等に左右されることなく、こどもの将来を輝かしいものとするため、地域におけるこどもの支援活動である「こども食堂」を立ち上げました。

さらに、継続して食事の提供をすることで、子ども達の居場所、拠り所にもなるとも考えます。また、食材もなるべく生産者の協力をいただきながら、さらには、調理も地域の方に参画していただき、

まさに「地域で子ども達の成長を支える・未来を応援する」架け橋となる仕組みを構築したいと考えています。

こどもがこどもらしく、のびのびとそして安心して育つ、

笑顔が輝くまちづくりの推進を目的と掲げ、NPO 法人ひだまりを設立したいと考えました。

### 2 申請に至るまでの経過

令和 5 年 7 月	こども食堂「こどもキッチン」を開設 趣旨に賛同したメンバーを有志にて結成
令和 5 年 10 月	会場となる豊後高田市隣保に利用許可申請
”	令和 5 年度「子ども支援活動推進事業」 助成金を申請し採択
令和 5 年 10 月	豊後高田保健所に食品衛生責任者を申請
令和 5 年 11 月	「こどもキッチン」第一回実施
令和 5 年 12 月	「こどもキッチン」第二回実施
令和 6 年 1 月	「こどもキッチン」第三回実施
令和 6 年 2 月	「こどもキッチン」第四回実施

令和 6 年 3 月 16 日

NPO 法人ひだまり

設立代表者 吉成 智子

